

* 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				



平成 年 月 日		法人番号		申告年月日	
(あて先) 三鷹市長				年 月 日	
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	この申告の基礎		1 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。		
(ふりがな)	事業種目		2 法人税の平成 年 月 日の更正、決定、再更正による。		
法人名	期末現在の資本金の額又は出資金の額		兆	十億	百万
(ふりがな) 代表者氏名印	(ふりがな) 経理責任者氏名	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		千	円
		期末現在の資本金等の額			

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度又は連結事業年度の 市町村民税の 申告書 \*

摘 要		課税標準	法人税割額	
		(十億 百万 千 円)	税率(%)	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0 0 0		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ⑥)	⑥	0 0 0		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国の法人税等の額の控除額	⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨			
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑧-⑨	⑩			0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪			0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬			0 0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	円 × ⑭	⑮
	既に納付の確定した当期分の均等割額			⑯
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			⑰
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰				⑱
⑱のうち見込納付額				⑲
差 引 ⑱-⑲				⑳

三鷹市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		三鷹市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち三鷹市分の従業員数	人
				人
合 計		⑳	㉑	㉒

指 定 合 市 申 告 計 算	区 名	区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
0 0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日							
0 0	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額								
0 0	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		円					
0 0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行		支店					
0 0		口座番号(普通・当座)							
0 0		還付請求税額		十億 百万 千 円					
0 0		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額							

関与税理士 署名押印 (電話 )

* 処理事項	送信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				



平成 年 月 日  
(あて先) 三鷹市長

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話 )

この申告の基礎  
1 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。  
2 法人税の平成 年 月 日の更正、決定、再更正による。

事業種目

法人名 (ふりがな) 代表者氏名印 (ふりがな) 経理責任者氏名

期末現在の資本金の額又は出資金の額  
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額  
期末現在の資本金等の額

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市町村民税の 申告書 \*

摘 要		課税標準	法人税割額	
		(十 百 千 円)	税率(%)	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0 0 0		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ⑥)	⑥	0 0 0		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国の法人税等の額の控除額	⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨			
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑧-⑨	⑩			0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪			0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬			0 0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	円 × ⑭ / 12	⑮
	既に納付の確定した当期分の均等割額			⑯
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			⑰
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰				⑱
⑱のうち見込納付額				⑲
差 引 ⑱-⑲				⑳

三鷹市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		三鷹市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち三鷹市分の従業員数	人
				人
合 計		⑳	㉑	㉒

指 定 合 市 申 告 計 算	区 名	区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日								
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額									
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで								
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)								
還付請求税額									
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額									

関与税理士 署名押印 (電話 )

第 20 号 様 式 記 載 の 方 法

<p><b>用 途 等</b></p> <p>「法人番号」欄 金額欄の記載方法 期末現在の資本金 の額又は出資金の 額</p>	<p>(1) 仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限りません。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用し、本市に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有している法人が1通を提出してください。</p> <p>(2) 地方税法第292条第1項第4号の5イ(1)の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）の場合は、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の額若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）の場合は、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）の場合は、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。</p> <p>法人番号（13桁）を記載してください。</p> <p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について申告する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。</p> <p>記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前に△印を付してください。</p> <p>期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p> <p>資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」）に記載したところに準じて記載してください。</p>
<p>期末現在の資本金 の額及び資本準備 金の額の合算額</p> <p>期末現在の資本金 等の額</p>	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。</p> <p>(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」）に記載したところに準じて記載してください。</p> <p>(2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」）に記載したところに準じて記載してください。</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）</p> <p>法第292条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）</p> <p>法第292条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社</p> <p>政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額</p>
<p>端数処理の方法</p>	<p>⑤又は⑥の「課税標準」欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>⑩欄又は⑪欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>
<p>① 欄</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 10の欄の金額</p> <p>(2) 別表1(2) " 8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3) " 8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（別表1(1)の5の欄）、リース特別控除取戻額（別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載してください。</p>
<p>② 欄</p>	<p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(6)）の22の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第3項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第6項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(8)）の10の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第7項（平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(15)）の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(16)）の19の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(17)）の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(18)）の18の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の38の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の10の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(23)）の22の欄の金額</p>
<p>③ 欄</p> <p>④ 欄</p> <p>① ~ ④ 欄</p>	<p>第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載してください。</p> <p>法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載してください。なお第20号の2様式を提出する法人も記載してください。</p> <p>連結法人及び連結法人であった法人や市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額</p>
<p>⑥ 欄のうち 「課税標準」欄</p>	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載するもので、⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に②の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。</p>
<p>⑦ 欄</p> <p>⑧ 欄</p> <p>⑨ 欄</p> <p>⑩ 欄</p> <p>⑪ 欄</p>	<p>第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載してください。</p> <p>第20号の4様式の⑩の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、⑨の欄の本市分の金額）を記載してください。</p> <p>市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p> <p>市内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。</p> <p>既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法145条の5において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の⑪又は⑫の欄の金額についても記載してください。</p>
<p>⑬ 欄</p> <p>⑭ 欄</p> <p>⑮ 欄</p>	<p>「⑩の欄の金額-⑪の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。</p> <p>なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。</p> <p>均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p>
<p>⑯ 欄</p> <p>⑰ 欄</p>	<p>⑬又は⑭の欄に△印を付して記載した場合には、⑬又は⑭の欄を零として計算してください。</p> <p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。</p> <p>「本市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」の各欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載してください。</p>
<p>「分割基準」欄等</p>	<p>この場合の分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等については、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p>

⑫	欄	(1) 算定期間の中で新設された事務所等 $\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
		(2) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
		(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$
		<p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。</p> <p>算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。</p> <p>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の場合は、純資産額）を記載してください。</p> <p>(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。</p> <p>(2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。</p> <p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p> <p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>中間納付額の還付を受けようとする場合において、その中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑬の欄又は⑭の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。</p> <p>「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。</p> <p>この場合に記載する金額は、⑬の欄に記載した金額と同額になります。</p>
		「翌期の中間申告の要否」欄
		「法人税の申告期限の延長の処分の有無」欄
		「還付請求税額」欄
		「徴収猶予税額」欄

【法人市民税の税率区分の基準となる「資本金等の額」について】

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人市民税の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

◆法人市民税均等割「資本金等の額」

改正前(平成27年3月31日以前に開始する事業年度)	改正後(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)	地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額 ※資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額または出資金の額

◆法人市民税法人税割「資本金等の額」

改正前(平成27年3月31日以前に開始する事業年度)	改正後(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)	地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額